

第10回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和4年1月24日（月）午後1時27分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第10回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地改良届について
- 議案第3号 現況証明申請について
- 議案第4号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について
- 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画（案）の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 認定電気事業者による事業計画について
- 報告第2号 認定電気通信事業者による事業計画について

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7	石山 清孝	7	
8	田嶋 秀夫	8	
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

2番 西川 勝一 ㊟

4番 岩寄 和実 ㊟

【開会】 午後1時27分	
事務局長	<p>皆さまお集まりでございますので、ただ今から第10回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、全員出席でございますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、2番 西川委員と4番 岩寄委員をお願いいたしますと思います。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これ以降の議事進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について】	
議長	<p>はい。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>では、これより議事に入ります。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、先に今回の転用申請の経緯について、説明させていただきます。</p> <p>本申請地は、父所有の農地を有効活用しようと息子さんが養殖池として利用するために畦づくりなどの工事を令和2年春頃に施工していました。営農計画書いわゆる細目書においても「養魚池」として提出されておりました。令和2年度の農地パトロールにおいて、川崎委員より11月にご報告を受けておりましたが、これまでに転用申請の事例がなかったことから農地の有効利用としてそのまま黙認しておりました。</p> <p>ところが、令和3年の春になって、県から「農地を養殖池に一時転用する場合における農地法許可の取扱いについて」の通知文を受けました。通知文によると、水田を養殖池にするための永久転用が認められない農振農用地等の優良農地について、条件を満たす場合は、10年以内での一時転用許可が認められることとなったというものでした。</p> <p>また、県と農業会議に相談したところ、県内でも事例がないとのことから、県と協議しながら慎重に進めてまいりました。</p> <p>結果、昨年末によく事業主体に説明し、農地法による許可が必要であること等を伝えたところ、内容を理解され、すぐに申請書を提出していただき、今回の議案に上程させていただいたというものです。</p> <p>なお、10年間の一時転用が認められる条件は、容易に農地へ復元可能な工事であること、地域農業の振興に資すること等の協定を町と締結すること、担い手による営農が見込まれない農地であることがありまして、町との協定は締結し終えております。ただ、今回の申請にあたっては、本来ならば農地に復元してから許可申請を提出いただくところですが、始末書の提出を受けており、事務局としましては、私の知識と経験不足により指導が行き届いていなかった</p>

事務局	<p>ところがあり、事後申請を認めていただけるよう、お願いしたく存じます。</p> <p>さて、前置きが長くなりましたが、資料1ページをご覧ください。</p> <p>申請者は、南越前町にお住いの方で、父所有の農地を使用貸借し、養殖池として利用するため、〇〇の田 面積●●㎡を一時的に借り受けるものです。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。3ページの写真は現地確認の様子です。雪が降る前の写真も添付いたしました。</p> <p>この申請に際し、周辺農地への被害防除策等については、土木事業に精通する隣接農地耕作者に工事を依頼して、土留め、法面の保護、畔波板の設置等を施しております。また、取水は農業用水を利用し、排水は自然浄化して農業用排水路に放流する旨、日野川用土地改良区及び南条土地改良区の同意も得られています。一時転用期間は、先程の要件を満たすことから10年間の一時転用が可能となります。</p> <p>では、許可する上での判断についてご説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農用地区域内の農地でございます。農用地区域内農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>なお、こちらの案件は農用地区域内農地であることから、県の意見を聴く案件でございまして、来月開催される県の常設審議委員会に上程いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を田嶋委員さんをお願いします。</p>
田嶋委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>1月13日に私と小不動産委員さんと事務局長及び書記の4名で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、〇〇にある農免道路沿いの農地です。雪が降る前の写真からもお分かりのとおり、周辺農地に影響がないように整備されています。農地の有効活用を図る事例として地域農業の振興になると考え、事後申請ではありますが、一時転用ということでやむを得ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および田嶋委員さんからの説明について、発言のある方は挙手でお願いします。</p> <p>これは、県常設審議委員会にかけるが問題はないか。</p>
事務局	<p>ないです。県への確認の上です。</p>
川崎委員	<p>何を放すのですか。</p>
事務局	<p>鯉です。</p>
議長	<p>ほかはないですか。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたし、許可相当として県に意見を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。
【議案第2号 農地改良届について】	
議長	次に、議案第2号「農地改良届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。資料は5ページをご覧ください。 届出人は、〇〇に園芸施設用地を整備する事業主体である▲で、申請地は南越前町にお住いの□□所有の●●ほか◆名が所有する田◇筆 面積合計△△㎡です。工事請負人は、■■です。本工事は令和4年度になりますが、令和3年度中に一部土を運び入れ、嵩上げを行うものです。 工事完了後は、園芸作物として、イチゴ、ブドウ、ブルーベリーを生産する計画です。なお、▲は、造成整備のみで、今後の事業主体は◇となることから地権者との契約は◇となります。 位置につきましては、6ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。7ページの写真は現地確認の様子です。雪が降る前の写真も添付いたしました。 以上で、説明を終わります。
議長	はい、ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を小不動委員さんをお願いします。
小不動委員	はい。では、報告いたします。 田嶋委員さんと同じく、1月13日に4人で現地確認を行いました。 今回の届出は、▲が園芸施設用地を整備するものであり、地権者の同意も得られていることから問題はないと判断いたします。 よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および小不動委員さんからの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
川崎委員	イチゴ狩り、ブドウ狩りを客寄せのためにもぎ放題などを考えているのか。
事務局長	今、竹内の方から説明がありましたが、イチゴ、ブドウ、ブルーベリーのもぎ取りの体験農園を中心に整備することを考えております。また、道の駅と連携しまして、道の駅で販売も行い、道の駅との相乗効果を図ることを考えております。 また、運営につきましては、町内の方3名が施設運営を行う予定をしております。
川崎委員	埋め立ての嵩上げの費用は。
事務局	▲です。
川崎委員	▲が出して、その土砂はどこから持ってくるのか。
事務局長	●に入れている余剰分がありますので、それを予定しております。 それで足りるわけではないため、4月になりましたらまた別のところから発生する土砂を持ってきて道路の高さまで嵩上げする予定です。

議長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第3号 現況証明申請について】	
議長	<p>次に、議案第3号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料8ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、大阪府にお住いの方です。申請地は〇〇の畑 面積▲▲㎡です。申請地は、申請者が所有する空き家の前にあり、大正3年の建築時から住居への進入路として利用されてきました。今回、土地建物を売却するにあたり、登記地目が畑のままであることから、現況にあった地目に変更したいというものです。</p> <p>また、申請地の隣は農地であり、昨年5月27日の農業委員会にて決定した空き家等に付随する農地の対象になるものであり、今後、南越前町空き家・空き地情報バンクへの登録申請が見込まれています。</p> <p>位置につきましては、9ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。10ページの写真は現地確認の様子です。雪が降る前の写真も添付いたしました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を小不働委員さんをお願いします。</p>
小不働委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>先程と同じく1月13日に現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、◇から◆キロメートルのところがありました。写真を見てお分かりのとおり、居宅へ通じる道路であり、住宅の敷地で農地ではないことから、現況証明申請については、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および小不働委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>「異議なし」の声</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第4号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について】	
議長	<p>次に、議案第4号「地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料11ページをご覧ください。</p> <p>令和4年1月11日付けで南越前町長から農業委員会会長宛に地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について照会がありました。</p> <p>これは、昭和56年10月7日付け国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定は、調査の適正と不動産登記手続きにおける地目認定基準等との相互の運用上の整合性を図る趣旨等から、土地利用状況、土地利用の確実性などや埋め立て工事等の時期、経緯を調査し、農業委員会に照会をかけることになっております。</p> <p>12ページをご覧ください。今回、調査区域「今庄第10地区(湯尾②)」について地目変更対象が136筆ございます。このうち、田畑から非農地への変更が125筆、宅地から農地への変更が11筆ございます。詳細については、13ページから27ページに添付されておりです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
川崎委員	<p>二つありますが、筆数は136筆とありますが、137番までの番号である。</p> <p>あと、いろいろ大変お疲れ様でしたということですが、その後、地権者からの反応、問題・課題等があったらお聞かせ願いたい。</p>
事務局長	<p>まず、136か137かということになりますが、16ページの32番と33番が1筆から分筆されている事になり、一筆とカウントされていることに当たり、136が正解と思います。</p> <p>また、土地所有者から何か意見や苦情はないかとのことですが、調査に入る前はもともと農地であったりしたものが、調査をすることにより登記簿も書き換えられるということで、所有者の方は大変喜んで、現況の地目に登記が変わるのでありがたいことと思っていられると思います。課税上はもともと現況地目で課税しておりますので、それは問題ないかと思っております。もともとこれだけの農地があったわけでしょうが、時代とともに変わってきているということで、現状に合わせた地目書き換わるということで地籍調査の成果として理解していただいていると思っております。</p>
議長	<p>田から宅地に変更すると税金は上がるのか。</p>
事務局長	<p>そういうことではないです。税金は現況で課税されています。ただ、地籍調査で実測をすると昔と比べ、やや面積が増えるため、その分は税金に反映されることはあります。</p>
議長	<p>今のところ不平等などはないということかな。</p>
事務局長	<p>はい。今のところは聞いてないです。</p>

議長	<p>はい、分かりました。</p> <p>ほかに質問はないですか。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、地目変更の認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について】	
議長	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料28ページをご覧ください。</p> <p>今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。</p> <p>29ページをお願いします。利用権設定日は、令和4年3月31日です。農地中間管理機構と利用権設定される農地は236, 169㎡、貸し手は72名で借り手は11名、筆数は153筆です。30ページから44ページは、契約に関する詳細な情報を表にしたものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は、令和4年1月25日です。</p> <p>また、福井県農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地は、利用権設定される農地と一致し、236, 169㎡、貸し手は72名で借り手は11名、筆数は153筆です。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第3項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>有りませんか。無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【報告第1号 認定電気事業者による事業計画について】	
議長	<p>次に報告事項に入ります。報告第1号「認定電気事業者による事業計画について」、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料は45ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地転用の許可は不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>また、昨年3月の農業委員会にて令和3年12月31日までの一時転用期間でご承認いただいたところですが、昨年11月に届出人である◆◆から、令和4年春からの電力線の張替工事を行うにあたり、一旦農地に復元してから工事に取り掛かるところでしたが、今冬の雪の予報等を鑑み、農地に復元せずに鉄板をそのままにしておきたいと相談を受けておりました。</p> <p>よって、今回の報告は、今春からの2工期目の工事にあたっての再申請になります。</p> <p>申請地は〇〇の田、▲▲㎡ほか◆筆で、面積合計△△㎡です。事業目的は、電力線ほか張替工事でございます。</p> <p>一時転用期間は今年の1月1日から令和4年12月31日までで、地権者の同意を得られています。</p> <p>申請地につきましては、46ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。工事対象の鉄塔は、申請地の真上にある山林部のものになります。47ページは平面図と断面図でございます。ヘリポートやドラム置き場などに使用される計画です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
【報告第2号 認定電気通信事業者による事業計画について】	
議長	<p>次に、報告第2号「認定電気通信事業者による事業計画について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料48ページをご覧ください。</p> <p>これは、認定電気通信事業者が行う携帯電話の中継施設の設置に伴う農地転用の許可は不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は認定電気通信事業者である◆◆です。</p> <p>申請地は湯〇〇の畑で、面積▲▲㎡の内▲㎡です。事業目的は、携帯電話基地局の設置でございます。</p> <p>申請地につきましては、49ページをご覧ください。赤色の矢印の先が申請地でございます。50ページは立面図と平面図でございます。約5mの基礎コンクリートを設置し、アンテナの高さは20mの計画です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>その他 事務局からの連絡があればお願いします。</p>

【その他】 午後2時00分	
事務局	<p>はい。本日は、ご審議ありがとうございました。事務局からは4点程ございます。</p> <p>まず、別紙「農業用機械等利用標準料金設定協議会委員名簿(案)」につきましての紙をご覧ください。</p> <p>地域の実情に沿って市町が設定することになっており、毎年見直しを行い、標準料金を決めて、農業委員会の承認をいただいてから公表を行っております。令和4年度の農作業標準料金を設定するにあたり、標準料金設定協議会を開催したいと考えております。協議会メンバーにつきましては、農業委員6名と越前たけふ農協南部支店の鈴木支店長、農業公社の澤崎さんで構成されております。</p> <p>農業委員会からは、昨年度と同じく会長の惣次さん、副会長の川崎さん、委員の朝倉さん、小不動さん、借り手代表として植村さん、貸し手代表として岩寄さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(いいと思います)</p> <p>会議の日程につきましては、2月中旬から下旬を予定しております。日程調整後に改めて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>2点目は、別紙にお配りの全国農業新聞記事についてです。昨年11月26日発行号において、南越前町から農業委員の小不動勝史さんを紹介させていただきました。</p> <p>これは、北陸3県で順番に割り当てられ、今回の担当に南越前町があたり、小不動さんの許可を得て取材させていただき記事とさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>3点目に、「農業委員会活動記録セット」の記録簿の提出についてですが、1月分から3月分までの記録簿を3月開催の農業委員会までに事務局までご提出くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>最後4点目については、農業委員会費の予算の中で、農業委員さんへお配りする予定であったこちらの書籍「農業委員会業務必携」を見込んでおりましたが、昨年、県から配布されて皆さまにお届けしたところであります。よって、その分が余ってきており、必要な消耗品を購入して次回の総会時にお渡ししたいと考えます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で連絡を終わります。</p>
議長	小不動さんは、農業委員会として初めてだったか。これまでに掲載は無かったか。
事務局	はい。これまで南越前町が担当になることはなかったのではないかと思います。
議長	はい。ありがとうございました。ただ今の件について、何か質問はございませんか。無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、3月23日(水)午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。
議長	議会には当たらないか。
事務局長	議会は3月18日まででしょうか。

議長	終わっているということですね。
事務局長	はい。それでは次回は3月23日（水）午後1時30分から、ここ第6会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、第10回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。
川崎会長職務 代 理 者	あいさつ
【閉会】 午後2時10分	